配当公告

岡山県笠岡市富岡九二番地の五八
破産者　株式会社海洋

右の者に対する岡山地方裁判所倉敷支部平成二十二年（フ）第七十七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一八一、〇八七、一五四円

一、配当することのできる金額
金二二、二五一、六八六円

平成二十二年九月六日
岡山市北区南方一丁目八番一四号
破産管財人　弁護士　菊池　捷男

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山梨県甲府市城東三丁目三六八番地、最後の住所千葉市稲毛区長沼町二四七番地六九
被相続人　亡　川邉　静

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月六日
事務所千葉市中央区中央三―八―八　中央CIBビル七階　藤岡・合間法律事務所
相続財産管理人　弁護士　藤岡　隆夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上田市手塚九三二番地、最後の住所長野県上田市前山一五七五番地二
被相続人　亡　曲尾　文孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月六日
長野県上田市中央北二丁目六番一七号
相続財産管理人　土屋　準

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県稲葉郡長良村古津一四二番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　小栗　[illegible]

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月六日
事務所岐阜県岐阜市鶴舞町一丁目一九番地一八
相続財産管理人　青木　文子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県厚見郡古津村四八番戸ノ二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小栗　治吉

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月六日
岐阜県羽島郡岐南町徳田三丁目二六〇番地の一
相続財産管理人　青木　英俊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県厚見郡古津村四七番戸、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小栗八重七

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月六日
事務所岐阜県大垣市郭町四丁目一八番地高木ビル二F　相続財産管理人　内田　真滋

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県稲葉郡長良村古津四七番戸、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小栗　[illegible]を

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月六日
事務所岐阜県岐阜市泉郷町四丁目二九番地一
相続財産管理人　若尾　紀行

相続債権者受遺者への請求申出の催告

岐阜県岐阜市長良滝東町五丁目二四番地四、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　水口　尚之

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月六日
事務所岐阜県岐阜市司町三八番地酒造会館二階　弁護士法人小出栗山法律事務所
相続財産管理人　弁護士　栗山　知

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中村区諏訪町三丁目三四番地、最後の住所名古屋市中村区諏訪町三丁目四番二二号
被相続人　亡　前田喜美枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月六日
名古屋市中区丸の内三丁目二〇番六号豊友ビル六階
相続財産管理人　弁護士　辻　龍範

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県宝塚市寿楽荘一〇番三一号
被相続人　亡　井上　敬二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月六日
大阪市北区西天満一丁目七番四号協和中之島ビル六階　相続財産管理人　竹森　茂夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市天王寺区東平野町八丁目三三三番地、最後の住所奈良県南葛城郡忍海村大字山田二一五番地　被相続人　亡　西川　タキ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月六日
奈良県葛城市北道穂一番地四
相続財産管理人司法書士　島野　巖

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市兵庫区水木通一丁目一〇番地、最後の住所奈良県生駒市小瀬町二〇六番地八　被相続人　亡　畑　昌彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年九月六日
奈良市登大路町五番地　修徳ビル一階
相続財産管理人　島田　裕次

第38期決算公告

平成22年9月6日
東京都荒川区東日暮里五丁目41番2号
株式会社関東ガスサービス
代表取締役社長　長木谷奉史

貸借対照表の要旨
（平成22年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	67,016
	固定資産	1,855
	合計	68,871
負債及び純資産の部	流動負債	26,347
	株主資本	42,524
	資本金	15,000
	資本剰余金	1,000
	（資本準備金）	(1,000)
	利益剰余金	26,524
	（その他利益剰余金）	(26,524)
	合計	68,871

（注）当期純利益　4,584千円

第8期決算公告

平成22年9月6日号
東京都荒川区東日暮里五丁目41番2号
東日本エア・ウォーター・エネルギー株式会社
代表取締役社長　長木谷奉史

貸借対照表の要旨
（平成22年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	1,444,208
	固定資産	852,660
	合計	2,296,868
負債及び純資産の部	流動負債	1,644,301
	固定負債	455,875
	株主資本	196,692
	資本金	30,000
	資本剰余金	166,692
	利益剰余金	(870)
	（利益準備金）	(165,822)
	（その他利益剰余金）	
	合計	2,296,868

（注）当期純利益　78,022千円